

第三十八回国会 衆議院 内閣委員会議録 第六号

昭和三十六年二月二十三日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野一郎平君 理事高橋 等君

理事宮澤 胤勇君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

佐々木義武君 島村 一郎君

服部 安司君 藤原 節夫君

保科善四郎君 前田 正男君

山口 誠治君 山内 広君

山花 秀雄君 受田 新吉君

出席國務大臣

國務 大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

總理府總務長官 藤枝 泉介君

總理府總務副官 佐藤 朝生君

總理府事務官 大竹 民勝君

(總理府特別地 域連絡局長)

宮内庁次長 瓜生 順良君

總理府事務官 (宮内庁長官官 房皇室經濟主 官) 小畑 忠君

自治政務次官 渡海元三郎君

自治事務官 (大臣官房長) 柴田 護君

自治事務官 (稅務局長) 後藤田正晴君

委員外の出席者

專 門 員 安倍 三郎君

二月二十二日

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に

必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出第六〇号)

同月二十一日

傷病恩給の是正に関する請願(宇野 宗佑君紹介)(第六〇六号)

同(島村一郎君紹介)(第六〇七号)

同外一件(丹羽喬四郎君紹介)(第六〇八号)

同(前尾繁三郎君紹介)(第六〇四号)

同(檜橋渡君紹介)(第六〇五号)

同(檜橋渡君紹介)(第六〇五号)

金鶏黥章年金及び賜金復活に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第六〇九号)

同外一件(柳谷清三郎君紹介)(第六一〇号)

同(檜橋渡君紹介)(第六〇六号)

戦没旧軍人の階級に関する請願外一件(生田宏一君紹介)(第六一一号)

建国記念日制定に関する請願外八件(筒牛几夫君紹介)(第六一二号)

同外一件(床次徳一君紹介)(第六一三三号)

暫定手当解消に関する請願(川野芳 満君紹介)(第七〇七号)

旧軍人恩給の加算制復元に関する請願(山口好一君紹介)(第七〇八号)

農地被買収者問題調査会法撤廃等に関する請願外十件(高田富之君紹介)(第七六三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

皇室経済法施行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三二〇号)

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出第六〇号)

久野委員長 これより会議を開きます。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。小澤國務大臣。

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「総裁一人」の下に、「副総裁一人」を加える。

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「公庫を代表し」を削り、「総裁を」と「総裁及び副総裁を」に、「総裁」を「総裁及び副総裁」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副総裁は、公庫を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補助して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

第十条第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に改める。

第十四条中「理事」を「副総裁」に改める。

第十五条中「公庫の職員」を「理事又は公庫の職員」に、「公庫の業務の一部」を「従たる事務所の業務」に改める。

附則 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由 北海道東北開発公庫の業務の増大に伴い、その円滑な遂行に資するため、副総裁一人を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小澤國務大臣 ただいま議題になりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

北海道東北開発公庫は、昭和三十一年に発足以来、現在までの四年間に約六百億円に上る融出資実績を示しております。三十七年度予定の原資、百九十億円を加えますと、融出資実績は約八百億円に上るのであります。

公庫の理事は現在四人であります。そのうち二人は北海道、東北の両支店にはとんどくぎづけされる実情であり、また設備投資意欲の増大に伴いまして、今後も資金量が増加する傾向にあり、業務もますます複雑、繁忙の度を加えて参ります。現在の役員構成では新しい情勢に対処することが困難になつて参りますのみならず、北海道、東北にまたがる業務を能率的に遂行し得るような体制を確立することが必要であると認めまして、この際新たに副総裁を一人増員したいと存する次第であります。

なお、公庫の業務の代理権に関する規定の整理をもちあわせて行ないたいと存じております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

改正の第一点は、第八条の役員のうち副総裁一人を加えるとともに、これに伴い、役員職権、任命及び代表権に関する第九条、第十条及び第十四条の規定を整理したことであり

改正の第二点は、代理人の選任に關し、総裁は、公庫の職員のみならず、理事をも代理人として選任し得るとしたこと及びその委任の範囲を明確にするため、支店の業務のみに限ることとしたことでございます。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを

をお願い申し上げます。

○久野委員長 次に、沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。藤枝総務長官。

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

（模範農場に対する物品の譲与）

第一条 政府は、当分の間、沖繩島那覇に置かれる琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及を図るために必要な總理府令で定める物品を譲与することができる。

（電気通信設備の譲与）

第二条 政府及び日本電信電話公社（以下「公社」という。）は、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備であつて、昭和三十六年度一般会計予算の国庫債務負担行為に基づき締結される契約により政府が経費を負担し、公社がそれに必要な資材の一部を提供して沖繩島に設置するものを譲与することができる。

2 公社は、前項に掲げる資材を提供しようとするときは、その資材の種類及び数量について、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

沖繩の農業技術の改良を援助するため、政府は、琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及を図るために必要な物品を譲与することができるとするとともに、本邦と沖繩との間の電気通信に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信設備の改善を援助するため、政府及び日本電信電話公社は、沖繩において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、必要な電気通信設備を譲与することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

政府は沖繩住民の福祉向上について、日米協力のもとに努力いたして参りたいと存じておりますが、本法案は農業技術の改良及び本邦と沖繩との間の電気通信の改善に關し、沖繩に援助を与えることに關するものであります。まず農業技術の改良に關する援助について申し上げますと、今日琉球政府

は農業の改良を重要施策の一つとしており、沖繩の経済は逐年発展充実に、国民所得は増加をいたして参つておりますが、そのうちに占める農業所得の割合はむしろ減少の傾向を示し、主要食糧等も年々多額の輸入を要する状態に置かれております。政府といたしましてはすでに日本本土の農業技術者を沖繩に派遣する等、その農業技術の改良に援助を与えて参りましたが、今回琉球政府は那覇市に模範農場を設置する計画を立て、これに關する援助を要請して参りました。政府はこの要請にこたえ、当分の間この農場に対し技術者を派遣常駐せしめるとともに、農業技術の改良普及に必要な物品を譲与し、これによって住民の福祉向上に協力いたして参りたいと計画し、必要な経費を昭和三十六年度予算に計上いたしている次第であります。

次に、本邦一沖繩の電気通信の改善に關する援助について申し上げますと、現在本邦一沖繩間の通信は、円滑迅速な処理に事欠く実情にあり、これが質的、量的改善はかねてから要望されてきた次第であります。一方昭和三十四年末以来、沖繩においてテレビ放送が開始されるに及んで、本土からのなまテレビ中継路の設定は住民の熱望するところとなつております。しかしながら沖繩側においては、単独の資力でこれが解決をはかることが困難な關係から、琉球政府及び琉球電信電話公社は援助の要請をいたして参りました。政府及び日本電信電話公社はこの要請にこたえて、本邦一沖繩間の通信の改善をはかり、あわせて沖繩にも本土テレビの中継を可能にするため、沖繩側に必要とする電気通信設備を琉球

電信電話公社に譲与し、それによって沖繩の政治、経済、文化の発展に協力いたしたいと存じ、必要な経費を昭和三十六年度予算に計上いたして参る次第であります。

従いまして、琉球政府が那覇に設ける模範農場に対して農業技術の改良及び普及に必要な物品を譲与することができ、権限を政府が持ち、また琉球電信電話公社に対して本邦一沖繩間の通信の改善に必要な通信設備を譲与する権限を政府及び日本電信電話公社が持つため、政府については財政法第九条の規定の特例を定めるとともに、日本電信電話公社についてはその実行を可能ならしめる措置を講ずる必要があるものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あるようお願いいたします。

○久野委員長 両案についての質疑は次会に譲ることいたします。

○久野委員長 次に自治省設置法の一部を改正する法律案及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありません。これを許します。石山權作君。

○石山委員 今予算委員会です算の大筋が大体煮詰まってきたようですが、地方税の問題についてまだ何かもやもやしたところがある。そのもやもやの中で飲食税の問題がまだはつきりしない。たとえば飲食の中で考えられる点には、お酒なんかはもうすでに税を取

ているわけですが、そのほかにまた何は食べたからそれ以上にまた課税する。二重、三重の課税になるような形式です。普通からいへば飲食税などは高級料理屋以外は取つてはならぬというふうな考え方はだれしも持つだろうと思う。しかし上げるなら早く上げればいいし、どう理由でまだもたもたしているのですか。はなはだわが池田内閣は、低姿勢も低姿勢かもしれぬけれども、少しふがいないような感じがしてはいるのです。その理由を一つお知らせ願いたい。

○渡海政府委員 ただいま御指摘になりました地方税の問題でございますが、このたびの改正の中で、種々の項目にわたりました整理、合理化をやりたいということで、税制調査会の答申もあり、また従来までの国会の御意見等もしんしゃくいたしまして、地方税の改正を行なう予定をいたして参ります。その中で、住民税の問題あるいは電気ガス税の問題並びにただいま御指摘になりました遊興飲食税の問題、その他細目のものでまだ若干の調整が残つておる段階でございます。近く決定を見まして国会に一日も早く提出したい、かように考えて目下調整を急いでおるような状態でございます。

○石山委員 調整の自身には、おそれなく皆さんの方を尊重されたのがあると思うのです。しかし民情や世論というものは、うっかりすると特定の圧力団体に屈するといふ姿も出るわけですね。私たちが見れば、自民党さんは何か政策を決定するには一ぱい飲まなければ、どうも政策決定ができないという習慣があるようですが、そのため

に特にそういうことにはわれわれより
は通じているのかもしれないけれど
も、どうも話が進んでいかぬという
ところは、世論とか民情をよく受け入
れるという反面、圧力団体みたいなも
のにあまり心を使い過ぎておるのじや
ないか、こう思うのです。現行から
たとえば皆さんの今新聞などで報じら
れている五百円くらいから上に課税す
るといふことになると、地方税にどれ
くらいし寄せられますか、一つ聞か
していただきたい。

○渡海政府委員 たいいま特定の関係
者から圧力的なということがございま
したが、税金でございませぬから、これ
に關係ある方々から減税等に対する御
要望があることは、どの税目について
も当然のことでございます。私たちは
それらの事情を聞くことはやぶさか
はございませぬが、その圧力によつ
て動かされるということはない。ただ
現在の地方税の中には、いろいろ改善
合理化すべき問題は多々ございませぬ。
今回問題になっております住民税の問
題あるいは電気ガス税の問題もしくは
遊興飲食税の問題、その他二、三小
さい点で残っております。遊興飲食税の
問題につきましても、改善合理化すべ
き点は多々ございませぬ。ただ一方地方
財政の現状ということからいたしまし
たならば、その点が非常に困難であ
る。またたいていまあげましたような
ちからだけではとってやうていくか
という事になりましても、おのずか
ら軽重の順も非常に困難である。しか
しながらそれを全部やると、また地方
財源に非常に大きな支障を来たす、そ
うのためにはできないというふうな事情も
ございまして、現在調整を急いでおる

ような状態でございませぬ。

なお、たいいま申されました普通五
百円以上に税金を取るといふことであ
れば、どのくらい減税になるかとい
う点につきましても、ちょっと御答弁
しかねるのでございませぬが、ただ従来
参議院で附帯決議のありましたような
五百円までの免税点、宿泊につきまし
ては千円までの免税点というふうな
現在三百円を五百円、一方宿泊の方の
八百円を千円に引き上げました場合
は、大体初年度三十八億、平年度四十
二億程度の減税になる、かように考
えております。

○石山委員 業者の御意見も私は聞い
てよろしいと思うのですが、地方の知
事さんの御意見も聞いておりますか。
知事さんたちは、この政策はあまりは
めた政策でないというふうな言つてい
るのです。それは自民党の前に行けば
言わぬかもしれぬけれども、われわれ
が聞いてみますと、地方の知事さん
は、それは動かしてもらつては困ると
いう御意見が多いように聞いています
のですが、そういう点はどうなんで
すか。

○渡海政府委員 もちろん地方財政の
現状を勘案しつつ減税を行なつたので
ございまして、全国知事会あたりから
そういう要望のあるということもよ
く承知いたしております。しかしなが
らたいていま数字を申し上げましたよ
うな線につきましても、知事会の方で
は、現在の地方財政が必ずしも万全で
ございませぬから、この減税に対して
反対と申しますか、何かございませぬ
けれども、大体御了承願ひ得た、かよ
うに思つております。

○石山委員 藤校長官にお聞きします

が、どうも私は今度の予算のぶんどり
戦等、ずつと年末から見ていますと、
一体政府は予算編成権を持つているの
かどうかというふうな疑問も持つので
す。それはなぜかと申すと、一にも二
にも、ピンからキリまでという言葉が
ございませぬが、何でもみんな与党と
話をしなければならぬという。だから
会を開いても、野党には質問があるけ
れども、与党には質問がないというふ
うな変な格好になつておる。やれば八
百長質問ということになる。だから蔽
格に政府が予算編成権を持つとすれ
ば、きせんとしてやるべきだと思つて
います。そうでないといふ国会はだれ
だれも。与党の諸君は、全部出てお
もしろくないから出ない、出てくれ
ば居眠りをするといふ、まことにみ
てもない姿は、そういう事実から生ま
れてくるのです。調整の中に民情と
か、世論とかいふことを言つてい
るが、実際からすれば、圧力団体を背景
とした与党の調整に手取つておるわ
けでしよう。だから理論じやないでし
ょう。それはどうなんですか。編成権を
持つておるというふうな態度で、政府
は予算をやつておるのですか。

○藤枝政府委員 石山さん十分御承知
の通り、予算編成の過程におきまし
て、大蔵省原案と、最後にでき上つ
て政府が責任を持って出しました予
算との間に、内容において多少の変動
があったことは事実でございませぬ。しか
し二兆円に近い予算の中の三百億ぐ
らゐのものが、こういう与党内閣制と
つての関係で、与党の意見として調
整されるという事は、これはあり得
ることをお認めいただけると思いま
す。ただ要するに政府がほんとうに予

算編成権を責任を持ってやつておるか
どうかという態度の問題であらうと思
いますが、それは現内閣といたしまし
ては、あくまで政府の責任で予算を作
るといふ態度を堅持いたしておるよう
な次第でございませぬ。

○石山委員 どうも私が言うといやみ
に聞こえそうなのですが、見てみると、政
府に予算編成権があるなどとききま
したことは言えないじやないですか。
たとえば道路の問題一つとつても、政
府原案は一兆八千億、それが与党では
二兆三千億ですか、その間をとつて二
兆一千億になつておる。どこに確信が
あつて案を出しているか、わからな
いじやないですか。いわゆる五年なら五
年を見通してやるとするならば、二兆
円の中で、なるほど三百億しか違わ
ないといつても、そんなものじやないで
すね。あとで四百億の補正を組んだり
しておるところを見ると、これはかな
り大きな金が動いておることは事実
です。

もう一つ、私この場合感じておるの
は、われわれの日常生活に關係のある
飲食に關係のある問題です。今私がお
話して居るのは、そういう問題はは
り早くきめないと、すぐ響いてくる
問題でしよう。それを調整だ調整だと
言つて居るのだけれども、そんなに手
間取る要素というのではないはずだと思
うのです。手取つて居るのは、あな
たの方のもの考へ方、いわゆる予算
に対する確信がないからです。それと
もう一つは、知事団体の關係がある
と、それと業者その他の利害關係者の問題
が、あなたの方でぴんと断ち切れない
ところに、調整に時間がかかると思
うのです。自信があつたならば、こうい

う問題はそんなに内容を調べても
三百円やつた積算の基礎があるわけ
ですから、五百円の積算というものは、
一カ月も二カ月も何を一体いつ
てそんなに時間がかかるのですか。何
を調べておるのですか。米を一粒々々
数えておるのですか。一粒々々
たつて二百円ぐらゐの量はすく数え切
れませぬ。調整々々というふうな政務
次官はおつしやるけれども、それは調
整じやないのです。調整というものは
そういうものじやない。自信があつて、
自信の中ならばとときめなければなら
ぬ。いつごろまでにこれはきめられる
のでございませぬ。

○渡海政府委員 積算の基礎と申しま
すが、数字はたいいま御指摘の通りそ
う長くかかるものではないでございま
せんし、はつきりしておるものでありま
す。ただ現在の遊興飲食税の中には非
常に不合理な点が多々あるといふこと
は、石山委員もよく御承知であらうと
思つております。それをこの際改正して
どうかといふふうな御意見のあること
も、これは御承知のことでありませぬ。
その間他の減税税目とどちらを先に
とるか、あるいは地方財源がそれによ
つてどうなるかといふふうなことに
つきまして、調整しておるものでござ
いませぬ。なお、いつごろできるかとい
ふことでもございませぬが、一日も早く
国会に出したいと考へておられますの
で、急いでおる状態でございませぬ。地
方税法は一つの法律になつておりました
が、その一個の税法の中に全部の税目
を網羅しておられます関係上、法案の準
備等もございまして、提出は少しおく
れますが、方針の決定等は、ここの一
月中に決定させていただきます。

ております。

○石山委員 私、先日の委員会が自治省の方々に對して、人員が不足な点とか、あるいは官庁の住居が狭い点を同情を申し上げているわけですが、政務次官は暖かい方の国の人ですから、一言だけ雪害の点に關して、自治省はよろしく勉強していただきたい。この前のときは自治省の官房長や税担当の方々から、それぞれ理解のある答弁をいただいておりますけれども、斤のトップに立つ方々からまだ回答をいただいております。私せんだつて郷里に帰つてみて、一月月たつて帰つたのですが、予想以上に雪害の状態はひどいものがあります。たとえばすぐ考えられることは、交通途絶などはすぐ考えられます。それから燃料が高くなるということも考えられます。それについて物価も上がる。そのほかにも、金のかみ取りにも差しかえるような状態が起きておる。こまかいことを言え、日々の生活のそんなものまで雪害のために押えられているというのが現状でした。これに對しては特別交付金等によってかなり有利に積算をしていただく、こういうふうな事務当局の話もあるわけですが、今までの積算の過程をふくらましたくらいでは、とてもあの窮状は救われるような状態ではないと思ひます。これから一つ現地を視察していただければなおさらいいと思うのですが、積算の率をふくらますといふくらいでなくて、別途のいわゆる救助方法というものを考えていただかなければならない段階だと思う。まだ事務当局では調査をしていないと言っております。出された書面によって整

理をして特交等によってそれを補う、こういう意見ですが、それではどうも雪害を受けた実情を認識しないで査定されるうらみがあるような気がいたしますので、全部回らなくてもいいと思ひますけれども、二、三の県でいいと思ひますが、やはり自治省として見ておいて査定の必要があるのではないかとこの私が私の意見ですが、その点に關して政務次官の御意見を伺いたいと思ひます。

○渡海政府委員 ただいま雪害のことでございますが、各県からの事情もよく聴取いたしました、ちょうど特別交付税の計算期でもございまして、これらの事情を各県のそれぞれの係を通じてよく聞きまして、処置させていただきます。これらの額では救い切れないということもございしますが、総額がおのずから限界のある交付税でございますので、御指摘の通りこれだけでは救い切れないだろうと思ひます。なおこれらの点につきまして、それぞれ被害の状況に應じて、できるだけ地方自治体としてなすべきことはなし得るように処置を進めていきたい、かように考えております。なお係員を派遣せよということもございしますが、これも今申しましたように交付税配分の時期、あるいは法案提出時期になっておりますのでおくれしておりますが、いづれ近く係員を派遣いたします、実情に合うように処置するようにやっています。かように考えております。現在におきましても各県からのそれぞれの実情は十分聞きまして、自治体として遺漏なくこれが対策を立て得るよう、指導に努めておる次第であります。御趣旨の線に沿い得

るよう極力善処することを、この席でお誓ひいたします。

○石山委員 それからきょう法案を上げるわけですからこれで終わりになると思ひますが、僕は自治庁から自治省になるときに、いろいろな質問をしたわけですが、庁から省にならばいいことがあるという御意見でしたが、いいこととはさっぱり見えないし、いいことか。省になったらやはり地方の自治団体から、なるほど信頼を受けるような施策の一つ二つ、今回の国会に出してもよかつたと思うのです。何もないじゃありませんか。人も足りないというし、視察もできないというし、ちっぽけな飲食税の問題一つでさえも手にあぐねてもたもたやっています。考えてみたら省から庁に戻したくなってしまふ。やはり庁から省になったのだから、なつた初めての通常国会ですか、何かこうなるほどと思うものを出さなかつたら、ちよつとおかしいじゃないですか。何か持つて、今度の通常国会に臨んでいるのですか。何もないじゃないですか。ですから、これで終わりにしますけれども、ほんとうに省になつたならば、私はもう権限をふやせというふうには申しませんけれども、やはり地方団体から、自治省に行けばおおむねのことが事足りるといふうな力が自治省になれば、いろいろな共管問題もありますけれども、それは自治問題に關する限りはそつちの共管は従でなければいかぬと思う。たとえば厚生関係でもそうだと思う。労働関係もいろいろな共管の問題があらますけれども、地方自治の問題に關しては、自治省に行つて、そこでいいと言へば大体通るのだ、こういう体制が

どこかにしかなければいけないと思ひます。この前のときはこういう御答弁も取れるのだ、それも一つの手段。何も予算なんか取れない。せめて金のかからないやり方でやれることは、そういうことだと思つたのです。知事さんが出てきても市長さんが出てきても、県會議員の人が出てきても、さっぱり変化がないようではうまくないと思ひます。そういう点を工夫して、今度七人委員会が何かできるそうですが、まずやり玉にあげられるのは自治省の機構改革だと思ひます。能率をうんと上げて、地方の自治団体になるほど思われるように勉強していただかなければならぬのではないかと。勉強が足りません。勉強していただくことを要望しておきます。

○久野委員長 他に御質議はありませぬか。御質議がなければ、これにて両案についての質議はいずれも終了いたしました。

○久野委員長 これより両案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

自治省設置法の一部を改正する法律案及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕
○久野委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案はいずれも可決いたしました。

なお、両案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと「呼ぶ者あり」〕
○久野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会

〔参照〕

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)に關する報告書
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)に關する報告書(別冊附録に掲載)